

令和7年4月11日

津島市長 日比一昭様

津島市水道料金等審議会

会長 伊藤 挑一

水道料金の改定について（答申）

令和6年10月25日付津島管水第12号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

答申書

令和7年4月11日

津島市水道料金等審議会

目次

はじめに	1
1 答申	2
2 水道料金の改定について	3
(1) 料金改定の時期	3
(2) 料金改定率	3
(3) 料金体系	3
3 附帯意見	6
津島市水道料金等審議会委員名簿	7
津島市水道料金等審議会開催概要	8

はじめに

水道事業は、市民の快適な生活を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業である。

本市の水道事業は、昭和 30 年の創設以降、これまでに 3 次にわたる拡張事業などを重ねながら市民生活や都市活動を支え、生活環境の向上に寄与されてきた。

現行の水道料金は、消費税及び地方消費税の改正を除くと、基本料金及び使用水量に応じた従量料金の区分といった全般的な見直しを実施したのは、平成 5 年 4 月であり、実に 30 年以上見直しが行われていない状況である。

また、令和 4 年 3 月に改訂された津島市水道ビジョン（2022-2031）の基本理念「安心・安全に未来につなぐ津島の水」の実現に向け、水道施設等の中長期的な更新計画と財政収支見通しを考慮し、安定的な水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。

このような状況の下で、令和 6 年 10 月 25 日に津島市長より、「水道料金の改定について」の諮問を受けた本審議会では、今後の水需要や施設更新費用を基に作成された今後の財政収支の見通しなど、様々な資料を基に慎重な審議を重ね、ここに結論を得たため、次のとおり答申する。

1 答申

水道は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとしてかかせないものであり、安全で良質な水道水を安定的に供給することが求められる。

津島市の水道事業は、老朽化した配水管の割合が高く、基幹管路の耐震化率も低いことから、大規模災害に備えて管路の更新が増加していくことが見込まれる。また、水道施設も老朽化が進み更新工事が見込まれる。加えて、人口の減少に伴う給水収益の減少、物価高騰や愛知県営水道の値上げなど費用の増加が見込まれることにより、津島市水道事業の経営はますます厳しくなるものとする。

そのためには、今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、将来の更新投資等に対しても安定して水道サービスが提供できるよう、財政基盤の強化及び事業の持続に資することができる料金体系を構築することが必要である。

将来にわたり安定的な事業経営が可能となる料金体系を検討した結果、次のとおり改定すべきとの結論に至った。

2 水道料金の改定について

(1) 料金改定の時期

料金の改定が必要であることが明らかである以上、出来るだけ早期に実施することが望ましいが、使用者への周知期間を設ける必要もあることから、令和8年4月が適当である。

(2) 料金改定率

平均改定率 23%の増額とすることが適当である。

基本料金は 28%程度、従量料金は 19%程度の増額とすることが適当である。

(3) 料金体系

① 二部料金制

水道料金は、固定的にかかる経費として負担する基本料金と、水の使用量に応じて必要となる経費を負担する従量料金から構成される二部料金制を採用している。経営の安定性の確保には、二部料金制が有効であると考えため、引き続き採用することが適当である。

① - 1 基本料金

水道料金として回収すべき費用の多くは、水量の増減に関わらず発生する固定費、需要家費（固定的経費）であるため、水道料金収入のうち基本料金の収入割合が多いほど安定的な経営が可能となるため、基本料金の収入割合を増加させることが適当である。一方、基本料金の割合や金額の激変は使用数量の少ない一般家庭などの料金が高額となることから、徐々に基本料金の割合を高めていくことが適当である。

① - 2 従量料金

従量料金は、使用数量の増加に応じて料金単価が高くなる逓増制を採用している。本来、従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから逓増度を縮小することが適当である。また、経営基盤の安定化のためにも逓増度の縮小は有効である。しかしながら、逓増度の激変措置は、これまで低い従量料金単価の水量の使用をしてきた一般家庭の料金への影響が大きいことから、徐々に逓増度を緩和していくことが適当である。

【現行の水道料金体系】

(1月あたり・税込)

メーターの口径及び用途	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
13mm	863 円	1～10 m ³	71 円
20mm	2,365 円	11～20 m ³	110 円
25mm	3,740 円	21～50 m ³	187 円
40mm	11,550 円		
50mm	17,380 円	51～80 m ³	225 円
75mm	39,930 円		
100mm	66,000 円	81 m ³ 以上	280 円
150mm	154,000 円		
一時用	口径料金の2倍の額	一般用に同じ	
湯屋用	口径料金の2分の1の額	1～200 m ³	33 円
		201 m ³ 以上	66 円

【改定後の水道料金体系】

(1月あたり・税込)

メーターの口径及び用途	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
13mm	1,111 円	1～10 m ³	88 円
20mm	3,025 円	11～20 m ³	132 円
25mm	4,785 円	21～50 m ³	220 円
40mm	14,784 円		
50mm	22,253 円	51～80 m ³	264 円
75mm	51,117 円		
100mm	84,480 円	81 m ³ 以上	330 円
150mm	197,120 円		
一時用	口径料金の2倍の額	一般用に同じ	
湯屋用	口径料金の2分の1の額	1～200 m ³	44 円
		201 m ³ 以上	77 円

3 附帯意見

- (1) 水道事業の健全な経営を維持するために、経営の合理化、効率化など、一層の経営改革に取り組み、経営の安定化、健全化に引き続き努めること。
- (2) 昨今の自然災害などにより、水道施設が大きな被害を受け、市民生活に影響を及ぼしている状況が各地で見られる。安心、安全な水の供給のために、水道施設の耐震化や老朽管の更新をより一層図られるとともに、危機管理体制を充実させ、大規模災害に備えた対策を着実に実施されたい。
- (3) 水道料金の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、料金改定の必要性や変更点等について、市民の理解が得られるよう分かりやすい内容で、様々な方法での周知に努めること。
- (4) この度の水道料金の改定は、現状の経営状況を鑑みれば、必要な改定と判断するが、定期的に経営状況をみて、経済状況やライフスタイルの変化並びに利用者への影響等を見極めながら、必要に応じ料金体系等の適正化について検討を行うこと。

津島市水道料金等審議会委員名簿

会 長 伊 藤 雅 一

副 会 長 服 部 映 次

委 員 浅 野 幸 雄

” 伊 藤 彰 浩

” 伊 藤 清 子

” 垣 見 啓 之

” 加 藤 隆 志

” 中 川 喜 文

” 水 田 勝 仁

” 吉 田 康 裕

(50音順、敬称略)

津島市水道料金等審議会開催概要

回	開催日	内容
1	令和6年 10月25日	○諮問 ○水道事業の概要、料金改定の必要性について ・津島市水道事業の概要 ・津島市水道事業の財政収支の状況 ・今後の津島市水道事業の見通し ・料金改定の必要性
2	令和6年 12月13日	○水道料金の改定について ・財政収支の見通し
3	令和7年 2月7日	○水道料金の改定について ・現行の料金体系 ・料金体系検討の基本方針 ・水道料金（案）の検討
4	令和7年 4月11日	○答申案の審議